



発行 東京都

目次

規則

○東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則……………（都市整備局総務部総務課）…一

○東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則……………（都市整備局住宅政策推進部マンション課）…一

○東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（産業労働局金融部金融課）…三

告示

○建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…五

○東京都環境影響評価条例による見解書……………（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）…五

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…八

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…九

告示（公）

○教習指導員審査の実施……………二

○特定非営利活動法人の認定……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…三

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…四

雑報

○東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定の廃止……………（東京都職員共済組合）…四

○東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定……………（同）…四

○東京都職員共済組合の役員退職及び就職……………（同）…四

規則

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十一号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則（昭和四十六年東京都規則第二百六十号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四十七 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この号において「法」という。）による事務のうち、次に掲げる事務

イ 法第二百二条第二項の規定による認定に関する事

ロ 法第二百二条第三項の規定による認定の通知に関する事

附 則

この規則は、平成二十六年十二月二十四日から施行する。

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則を公布する。

平成二十六年十二月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

東京都規則第七十二号

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

●（趣旨）

この細則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第

第一条）の趣旨を、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第

七十八号。以下「法」という。)、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十七号)及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第百十六号。以下「規則」という。)の施行に
関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書の經由)

第二条 法第百二条第一項の規定により、知事に提出する申請書は、島しょ地域にあつては、当該申請に係るマンションの敷地の所在地を管轄する東京都支庁長を經由しなければならぬ。

(申請の取下げ)

第三条 法第百二条第一項の規定により認定を申請した者は、知事が認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、別記様式により知事に届け出なければならぬ。

(認定の申請に係る添付書類等)

第四条 規則第四十九条第一項第三号により知事が定める書類は、法第百二条第一項の規定による申請に係るマンションが同条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認める者が証する書類その他知事が必要と認める書類とする。

附 則

この規則は、平成二十六年十二月二十四日から施行する。

別記様式 (第3条関係)

認 定 申 請 取 下 げ 届

下記の申請を取り下げたいので、東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第3条の規定により、届け出ます。

東京都知事 殿 申請者 住 所 氏 名 年 月 日

〔法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

1	申請書提出年月日及び受理番号	年	月	日	第	号
2	敷地の地名地番					
3	取下げの理由					
	都	区	支	庁		
	※受付欄					

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 申請者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。

(日本工業規格A列4番)

東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十六年十二月二十二日

東京都知事 舛添 要一

●東京都規則第七十三号

東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十六年東京都規則第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 平成二十九年三月三十一日までの間において貸付けの決定を行う中小企業高度化資金については、第十五条第一項中「三年」とあるのは「三年(別表に規定する電力需給対策貸付にあつては、五年)」と、別表一の項中

あるのは

(三) 災害復旧貸付(災害を受けた事業用施設の復旧を図るものをいう。以下同じ。)	設置資金の一〇〇分の九〇以内
(四) 緊急健康被害等防止貸付(事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものをいう。以下同じ。)	
(三) 災害復旧貸付(災害を受けた事業用施設の復旧を図るものをいう。以下同じ。)	設置資金の一〇〇分の九〇以内
(四) 緊急健康被害等防止貸付(事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものをいう。以下同じ。)	

と、

と

同表一の項中

(五) 電力需給対策貸付(省エネルギー、新エネルギー、自家発電等の設備の導入に係る貸付けをいう。以下同じ。)	設置資金から当該設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十萬円のいづれか低い額を差し引いた額以内
--	---

と

あるのは

異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	(一) 普通貸付	設置資金の一〇〇分の九〇以内
	(二) 施設再整備貸付	
	(三) 災害復旧貸付	
	(四) 緊急健康被害等防止貸付	
	(五) 電力需給対策貸付	設置資金から当該設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十萬円のいづれか低い額を差し引いた額以内

と、

同表三の項から五の項までの規定中

(三) 災害復旧貸付 (四) 緊急健康被害等防止貸付	設置資金の一〇〇分の九〇以内
-------------------------------	----------------

と

同表十二の項中		あるのは		同表六の項及び九の項から十一の項までの規定中		あるのは							
								(三) 災害復旧貸付	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="459 398 580 855">(四) 災害復旧貸付 (五) 緊急健康被害等防止貸付 (六) 電力需給対策貸付</td> <td data-bbox="293 864 580 1075"> 設置資金の一〇〇分の九〇以内 設置資金から当該設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内 </td> </tr> </table>	(四) 災害復旧貸付 (五) 緊急健康被害等防止貸付 (六) 電力需給対策貸付	設置資金の一〇〇分の九〇以内 設置資金から当該設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内	(四) 災害復旧貸付 (五) 緊急健康被害等防止貸付	設置資金の一〇〇分の九〇以内
(四) 災害復旧貸付 (五) 緊急健康被害等防止貸付 (六) 電力需給対策貸付	設置資金の一〇〇分の九〇以内 設置資金から当該設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内												
(三) 災害復旧貸付 (四) 緊急健康被害等防止貸付	設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内												
(三) 災害復旧貸付 (四) 緊急健康被害等防止貸付	設置資金の一〇〇分の九〇以内 設置資金から当該設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内												
設置資金の一〇〇	と、	と	と、										

	あるのは		同表十三の項から十六の項までの規定中		あるのは							
							<table border="1"> <tr> <td data-bbox="344 1388 466 1845">(四) 電力需給対策貸付</td> <td data-bbox="172 1854 466 2065"> 設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内 </td> </tr> </table>	(四) 電力需給対策貸付	設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内	(三) (二) 災害復旧貸付 緊急健康被害等防止貸付	設置資金の一〇〇分の九〇以内	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1078 1388 1200 1845">(三) 災害復旧貸付 (四) 緊急健康被害等防止貸付</td> <td data-bbox="906 1854 1078 2065"> 設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内 </td> </tr> </table>
(四) 電力需給対策貸付	設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内											
(三) 災害復旧貸付 (四) 緊急健康被害等防止貸付	設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内											
(三) 災害復旧貸付 (四) 緊急健康被害等防止貸付	設置資金の一〇〇分の九〇以内 設置資金から当該設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内											
と	と	と、	と									

読み替えて適用する。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都中小企業高度化資金貸付規則により貸付中又は貸付手続中の中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

告示

●東京都告示第七百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十六年十二月三十一日	三宅島三宅村 神着七十四番の一部	延長 一〇・九八 幅員 八・〇〇

●東京都告示第七百十三号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業について、環境影響評

価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

シグマテック株式会社

代表取締役 深江 伯史

中央区日本橋富沢町五番四号 ゲンベエビル二階

- 二 対象事業の名称及び種類

産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業

廃棄物処理施設の設置

- 三 対象事業の内容の概略

対象事業は、大田区城南島地内のスーパーエコタウン事業用地に、建設工事現場から発生する埋設廃棄物及び汚染土壌の処理施設を建設し、埋設廃棄物及び汚染土壌の適正処理を行うものである。

- 四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係区長からの意見が一件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、廃棄物、温室効果ガス及びその他であった。事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

- 五 見解書の縦覧

- (一) 期間

平成二十六年十二月二十二日から平成二十七年一月十六日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日

に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに平成二十六年十二月二十九日から同月三十一日まで及び平成二十七年一月二日を除く。

なお、平成二十六年十二月二十九日から平成二十七年一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。

- (二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

- (三) 場所

ア 大田区環境清掃部環境保全課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

イ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

四階

別記 (原文のまま記載)

評面書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評面書案について都民からの意見書の提出は0件であった。事業段階関係区長(大田区)からの意見が1件提出された。意見等の内訳は、表1に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	0
事業段階関係区長からの意見	1
合計	1

表2(1) 大田区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	全般的事項 1 事業の内容について	事業者の見解
	意見の内容	事業者の見解
	給排水計画について、敷地内天空面部分の雨水排水は地下浸透を図るとなっているが、敷地内は利用方法によっては汚染土壌が飛散するおそれがあるため、地下浸透ではなく、排水処理を経て下水排水とするよう計画していただきたい。	汚染土壌等の受入ピット、分級・破砕施設、洗浄施設、混合施設及び乾燥施設の投入ホップ等は、負圧管理した建物内に設置し、汚染土壌等粉じんの建屋外への飛散を防止します。また、運搬時には車両の荷台をシート掛けし、汚染土壌等の飛散及び雨天時の流出を防止します。敷地内の地表面の施工について、地下浸透は敷地の周囲に設ける緑地のみとし、それ以外は雨水等が地下浸透しない舗装に変更します。地下浸透しない舗装面の雨水処理については、今後、関係機関と協議を行ったうえで、適正に処理して放流します。

表2(2) 大田区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	全般的事項 1 事業の内容について	事業者の見解
	意見の内容	事業者の見解
	緑化計画について、「東京における自然の保護と回復に関する条例」や「大田区みどりの条例」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の必要緑地面積もしくは必要総緑地面積を確保し、敷地の周囲に高木、中木、低木を植栽することとなっている。地球温暖化防止や環境保全対策がますます重要な課題となっている現状から、壁面緑化や生垣造成なども加えた多様な手法の工場緑化により、事業者としての責務を認識した良好な環境と景観を形成していただきたい。	緑地は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」、「大田区みどりの条例」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の基準を満足する緑地面積(1,258m ²)を、敷地境界周縁部に確保し、「緑化計画の手引」(東京都環境局)にしたがって、高木、中木、低木の樹木をバランスよく配置し、敷地境界付近には生垣を造成する計画とします。また、計画地が臨海部であることから、海岸部に適した潮風に強い樹種を選定するとともに、周辺の海浜公園等との景観にも配慮した樹木の配置及び構成に努めます。
	全般的事項 2 使用の計画について	事業者の見解
	意見の内容	事業者の見解
	搬出入ルートについて、環境に影響を及ぼすおそれがある地域を半径1.5kmの範囲としてとらえて臨海部分の搬出入ルートを記載している。この事業に係る搬出入車両の増大は、大田区内陸部への影響が大きいため、記載ルートを延長線上の大田区内陸部へ向かうルートを明示していただきたい。	本事業は、東京都内を中心とする建設工事現場から発生する埋設廃棄物及び汚染土壌を搬入し、破砕・選別・分級及び洗浄処理等を行い、処理済物を搬出します。計画地西側への搬出入ルートは、城南島大井1号線及び城南島大井2号線があり、運搬車両は、首都高速湾岸線と並行する一般国道357号との交差点で分散したのち、大田区内陸側へは環七通り、環八通りなどの幹線道路を利用します。本事業に伴う搬出入車両の走行ルートは、東京臨海道路、城南島大井1号線及び城南島大井2号線の3方向に分散させる計画です。また、昼間の搬出入車両台数を抑えるため、処理済物等の搬出にあたっては、搬出台数を夜間に分散させることや、スーパーエコタウン事業地内に立地している廃棄物処理・リサイクル施設の企業者への搬出などにより、城南島の利用者に対して極力影響を及ぼさないよう配慮いたします。さらに、搬出入車両及び業務用車両は、低燃費、低公害車を導入します。車両の運転においては、規制速度の遵守、アイドリングの停止とともに安全運転教育を十分に行います。
	スーパーエコタウン事業に係る交通量の増加が、城南島に立地している企業者や城南島公園の利用者に対して極力影響が少なくなるよう配慮されたい。	

表 2(3) 大田区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	環境に及ぼす影響の内容及び評価	
	1 大気汚染について	意見の内容
長期平均濃度の定量予測評価結果は指標値より低い値であるが、多くの項目の寄与率が50%以上と高い値であることについて、さらなる配慮をお願いしたい。	事業者の見解 施設の稼働による排出ガスについて、「大気汚染防止法」及び「環境確保条例」の規制値を参考にした自主管理目標値を設定し、これを遵守します。 予測条件とした汚染物質排出濃度及び排出量は、設備の最大負荷を想定したものであり、通常運転は、受入時の埋設廃棄物等の性状、成分分析結果及び最大負荷時の予測結果を踏まえて、投入量を調整するなど負荷を抑えて運転する計画です。	
短期平均濃度の定量予測評価は、長期指標をそのまま準用して短期の指標としているため多くの項目で超過している。超過していることで即影響があることではないが、定量予測について具体的な環境保全措置を反映させたいうえで再計算し、評価していただきたい。	事業者の見解 短期平均濃度の予測は、設備の最大負荷運転時（自主管理目標値）で、かつ、最も高濃度を発生する気象条件（ダウンウオウツェ発生時）を想定した結果であり、最大着地濃度地点は風下20m地点で、風下約150mまでの範囲が目標値を超える範囲となります。また、その年間出現頻度は149回、出現割合は1.7%です。 環境保全措置としては、これらの最悪の条件下における予測結果及び埋設廃棄物等の性状、成分分析結果を踏まえて、排出ガス濃度をモニタリングしながら自主管理目標値を超えそうな場合においては、装置を停止させます。また、通常の運転においては、投入量を調整するなど負荷を抑えて運転する計画です。	
項目	環境に及ぼす影響の内容及び評価	事業者の見解
2 騒音・振動について	意見の内容 低周波音については建具のがたつき閾値を超えている。評価結果は、『住居施設は存在していないことから、建屋外壁の遮音性能や設備機械の適正な運転管理を行うことで十分な環境保全を図れる』と記載されている。周辺は、住居施設はないが多くの事業場が存在し、事業場での作業工程への影響や周辺従業員の作業環境への影響も評価していただきたい。	事業者の見解 類似事例から推計した低周波音のF特性音圧レベル予測結果は、建具のがたつき閾値に対して、東側敷地境界付近では16Hz以下の超低周波音域において閾値を上回り、また、北側敷地境界付近及び南側敷地境界付近では、5Hzの超低周波音域において閾値をわずかに上回るものと予測されます。 事業の実施において、周辺事業者に低周波音の影響について聞き取りを行い、影響が懸念される場合には、調査を行い外壁の遮音性能をあげる等の対策を講じます。

表 2(4) 大田区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	環境に及ぼす影響の内容及び評価	
	3 廃棄物について	意見の内容
建設工事に伴う廃棄物のうち混合廃棄物の再資源化率が20%と低いが、スーパーエコタウン内には建設混合廃棄物の再資源化工場があり、再資源化率90%以上確保することは可能であると考える。更なる再資源化を図りたい。	事業者の見解 建設工事に伴う混合廃棄物について、スーパーエコタウン事業地内に立地する高度選別を有した再資源化工場等へ搬出し、約90%の再資源化を図ります。	
項目	環境に及ぼす影響の内容及び評価	事業者の見解
4 温室効果ガスについて	意見の内容 処理フローに洗浄施設や乾燥施設を設けているため、処理過程で温室効果ガスであるメタン、一酸化二窒素の排出が考えられる。 評価書案ではエネルギー起源（電気、都市ガス）の二酸化炭素排出量についてのみ評価しているが、二酸化炭素以外の温室効果ガスについての評価を検討していただきたい。	事業者の見解 洗浄施設における温室効果ガスは、電気事業者から供給される電気のみを使用するため、エネルギー起源の二酸化炭素のみの排出となりません。 乾燥施設における温室効果ガスは、エネルギー起源の二酸化炭素のほか、燃料の燃焼に伴い燃料中の（都市ガス）の炭素の一部が不完全燃焼してメタン(CH ₄)が排出されます。また、燃料中の窒素を含む揮発性成分と燃焼によって生じた一酸化窒素の反応などによって一酸化二窒素(N ₂ O)が排出されます。 乾燥施設における温室効果ガス排出量は、二酸化炭素：4,712(t-CO ₂ /年)、メタン：6,7(t-CO ₂ /年)、一酸化二窒素：4.1(t-CO ₂ /年)となり、メタンと一酸化二窒素の合計排出量：10,8(t-CO ₂ /年)は、施設全体の温室効果ガス排出量：14,206,8(t-CO ₂ /年)に対して0.1%以下の少量であり、大きな変化はありません。 本施設では、乾燥施設の排ガスから余熱を回収し、乾燥施設の熱風発生炉、加熱炉、熱分解装置の熱源として利用し、また、太陽光パネルを施設屋上に設置して、太陽光発電を計画しています。これらの計画の実行によって、1,107(t-CO ₂ /年)の温室効果ガスの削減が見込まれます。 また、事業の実施にあたっては、温室効果ガス排出のさらなる抑制措置を図り、地球温暖化の対策の推進に努めます。

●東京都告示第七百十四号

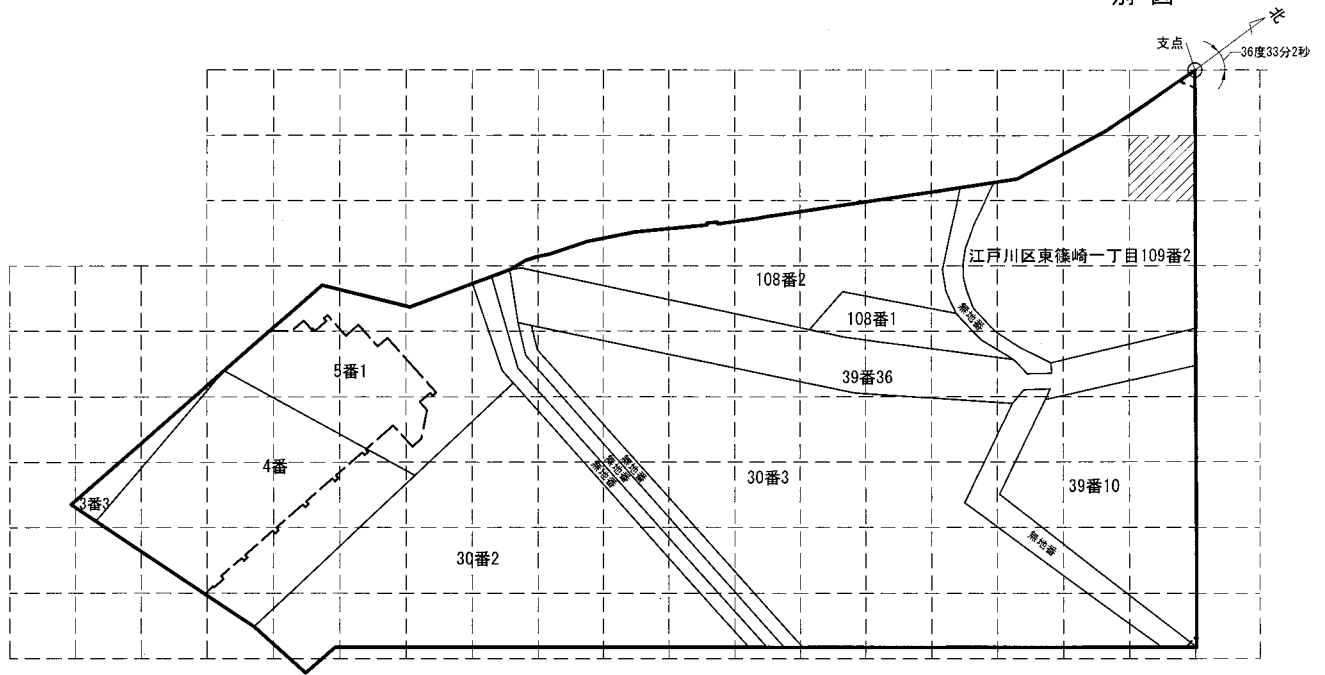
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区東篠崎一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



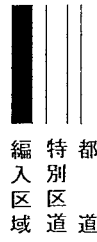
- 凡 例
- 形質変更時要届出区域
 - 単位区画境界線
 - 筆境界線
 - 調査対象地
 - 敷地境界線

〈支点〉
 支点は、江戸川区東篠崎一丁目109番2の最北端とする。

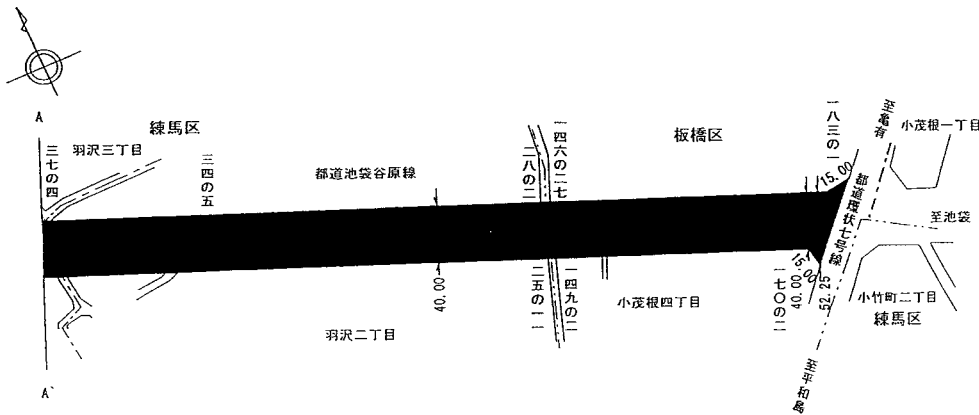
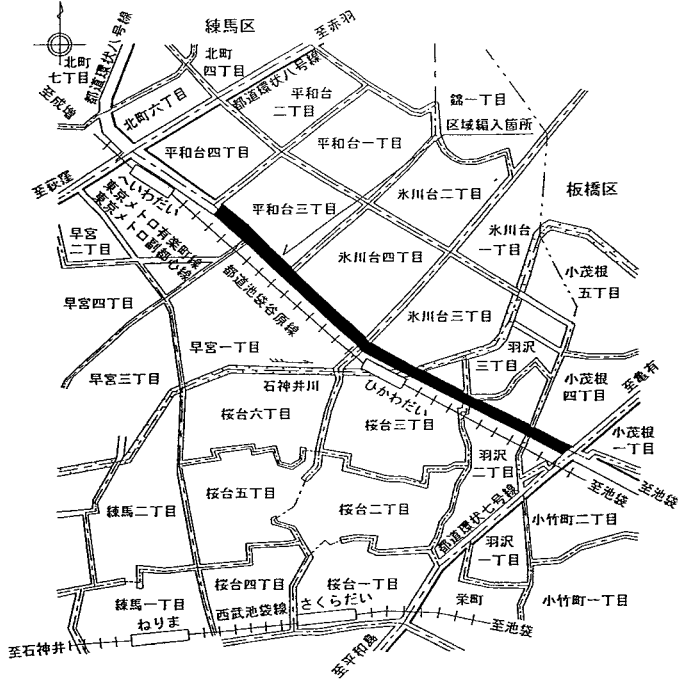
〈格子の回転角度:36度33分2秒〉
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図

都道池袋谷原線区域変更略図
板橋区小茂根四丁目～練馬区平和台三丁目



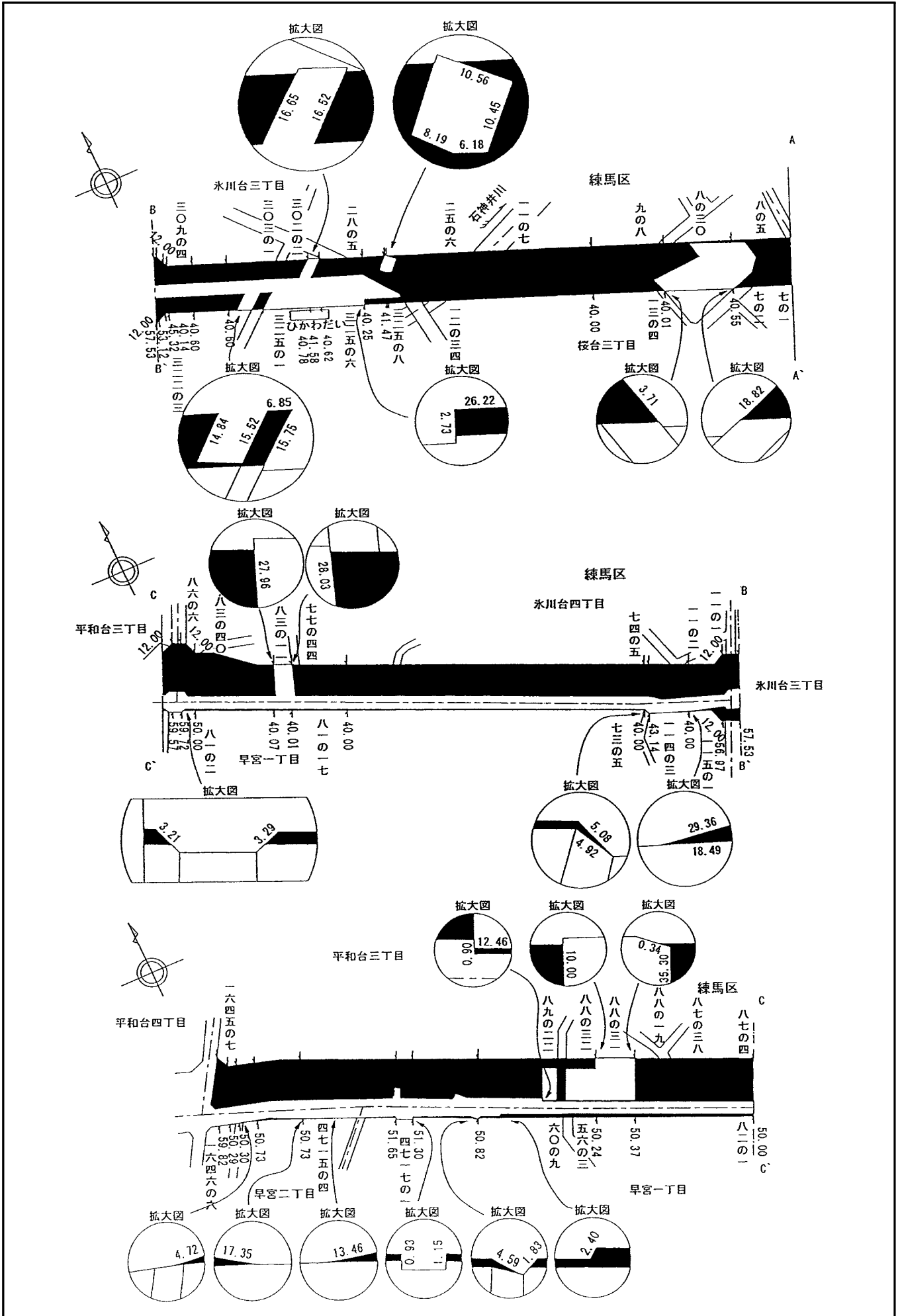
延長 一、九八三・三六メートル
面積 六四、八四一・二〇平方メートル



●東京都告示第七百十五号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十六年十二月二十二日から起算

して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十六年十二月二十二日
東京都知事 外 添 要 一
一 路線名 池袋谷原

二 変更の区間 板橋区小茂根四丁目百八十三番一地内から練馬区平和台三丁目千六百四十五番七地内まで
三 変更の概要 別図表示のとおり



告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第399号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成26年12月22日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 隆 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車免許教習指導員審査
- (3) 普通自動車免許教習指導員審査
- (4) 大型特殊自動車免許教習指導員審査
- (5) 大型自動二輪車免許教習指導員審査
- (6) 普通自動二輪車免許教習指導員審査
- (7) 牽引^{けんいん}免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 教習に関する技能
- ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
- イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をい

う。）に必要な教習の技能

ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

ア 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

平成27年2月2日（月曜日）から同月6日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

平成27年1月8日（木曜日）及び同月9日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成26年12月24日（水曜日）から配布する。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成26年12月29日、同月30日、同月31日及び平成27

年1月2日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

大型自動車免許教習指導員審査又は中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては15,000円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (6717) 3137 内線5283

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人府中国際友好交流会

二 代表者の氏名

内藤 和良

三 主たる事務所の所在地

東京都府中市府中町二丁目二十五番地

四 認定の有効期間

平成二十六年十二月十二日から平成三十一年十二月十一日まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年十二月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成二十六年十二月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の設置者の代表者名

六 変更後の設置者の代表者名

七 変更前の小売業者の氏名又は名称

八 変更後の小売業者の氏名又は名称

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社メガスポーツほか一名

称

十 変更前の小売業者の住所
中央区日本橋蛸殻町一丁目十四番九号（株式会社メガスポーツ）ほか

十一 変更後の小売業者の住所
中央区日本橋蛸殻町一丁目三十六番五号（株式会社メガスポーツ）ほか

十二 変更前の小売業者の代表者名
中川 純夫（株式会社メガスポーツ）

十三 変更後の小売業者の代表者名
南山 学（株式会社メガスポーツ）

十四 変更日
平成二十六年十一月十三日ほか

十五 届出日
平成二十六年十二月四日

十六 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十七 縦覧期間
平成二十六年十二月二十二日から平成二十七年四月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十八 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

COREDO室町1、COREDO室町2、COREDO室町3、YUITO、YUITO ANNEX
中央区日本橋室町二丁目二番一号ほか
三井不動産株式会社ほか十四名
中央区日本橋室町二丁目一番一号ほか

位置及び収容台数

- 十一 変更前の荷さばき施設の位置及び面積
店舗西側 百六十平方メートル
- 十二 変更後の荷さばき施設の位置及び面積
店舗西側ほか 二百十四平方メートル
- 十三 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗西側 二七・九一立方メートル
- 十四 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗西側ほか 一九・一五立方メートル
- 十五 変更日
平成二十七年八月九日
- 十六 届出日
平成二十六年十二月八日
- 十七 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十八 縦覧期間
平成二十六年十二月二十二日から平成二十七年四月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十九 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十二日

- 一 店舗名
ブラザー・交通公社新宿共同ビル
- 二 店舗所在地
新宿区新宿三丁目四十五番一号ほか
- 三 設置者名
ナイト・ジャーニー特定目的会社ほか一名
- 四 意見
- ア 聴取者
新宿区長
- イ 概要
意見なし
- ウ 收受日
平成二十六年十二月八日
- 五 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間
平成二十六年十二月二十二日から平成二十七年一月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

●東京都職員共済組合告示第三号

平成二十五年東京都職員共済組合告示第六号により告示した東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定は、平成二十六年十一月三十日をもって廃止した。

平成二十六年十二月二十二日

東京都職員共済組合

理事長 秋山俊行

●東京都職員共済組合告示第四号

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第十二条第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月一日付けで、東京都職員共済組合理事長の職務代理を行う者として、理事安藤弘志を指定した。

平成二十六年十二月二十二日

東京都職員共済組合

理事長 秋山俊行

東京都職員共済組合の役員及び就職について

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職があったので、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第十四条第四項の規定に基づき公告する。

平成二十六年十二月二十二日

東京都職員共済組合

理事長 秋山俊行

一 退職役員

役職名	氏名	所属	退職年月日
理事長	秋山俊行	東京都副知事	平成二十六年十一月三十日
理事	秋山俊行	東京都副知事	同日
同右	安藤弘志	東京都職員共済組合事務局長	同日
同右	中西充	東京都総務局長	同日
同右	安井賢光	板橋区副区長	同日
同右	浅井幸男	東京都建設局第四建設事務所石神井工区	同日
同右	吉川貴夫	目黒区民生生活部国保年金課(退職時)	同日

理事長	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
秋山 俊行	渡邊 洋	宮崎 昌治	吉川 貴夫	山下 勇	安井 賢光	中西 充	安藤 弘志	秋山 俊行	梶原 秀起	伊藤 幸男	志賀 徳壽	渡邊 洋	安田 潔	梶原 秀起	伊藤 幸男	志賀 徳壽	渡邊 洋	渡邊 洋	渡邊 洋	渡邊 洋	渡邊 洋	渡邊 洋	渡邊 洋
東京都副知事	東京都水道局多摩水道改革推進本部調整部技術指導課	東京都交通局車両電氣部志村車両檢修場	目黒区区民生活部国保年金課(退職時)	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課	板橋区副区長	東京都総務局長	東京都職員共済組合事務局長	東京都副知事	前東京熱供給株式会社経営管理部長(学識経験者)	東京都主税局江東都税事務所固定資産税課	特別区人事・厚生事務組合副管理者	東京都水道局多摩水道改革推進本部調整部技術指導課	東京都大島乗務管理所	東京都大島乗務管理所	東京都大島乗務管理所	東京都大島乗務管理所	東京都大島乗務管理所	東京都大島乗務管理所	東京都大島乗務管理所	東京都大島乗務管理所	東京都大島乗務管理所	東京都大島乗務管理所	
同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	平成二十六年十二月一日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	
二 就職役員																							
就職年月日																							
就職年月日																							
(退職時)																							
(退職時)																							
(退職時)																							
(退職時)																							
(退職時)																							
(退職時)																							
(退職時)																							
(退職時)																							

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002